



島根県報

平成17年 6 月28日 (火)
号外 第 68 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第94号)

1 規則の概要

- (1) 徴収引継書の内訳一覧表を加えることとした。(第86号様式関係)
- (2) 納期限までに納税がない場合は滞納処分をすること及び期間を延長して県の徴税吏員が滞納処分を続行する場合があることを明記することとした。(第87号様式関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年 7 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第94号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則 (昭和51年島根県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第86号様式付表を同様式付表 2 とし、同様式付表の前に次のように加える。

徴 収 引 継 書 付 表

第88号様式付表1 (第36条関係)

整理番号	滞納者		年度	期別	納期限	督促状発付年月日	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	摘要
	住所	氏名									

備考

- 1 滞納者又は納期限を異にするごとに別欄に記載すること。
- 2 県の徴税吏員が一定の期間経過後も滞納処分を続行するときは、その徴収金について、「摘要」欄にその旨（記載例：「引き続き島根県が納処分を実施」など）を明示して記載すること。

第87号様式を次のように改める。

第87号様式(第36条関係)

第 号
年 月 日

様

支 庁 長
(事務所長)

印

個人の県民税及び市町村民税の徴収引受通知書

あなたの次の徴収金が未納ですので、 年 月 日から 年 月 日までの間は、県の徴税
吏員によって滞納処分を行いますので通知します。

つきましては、 年 月 日()までに、当支庁(事務所)に来庁(来所)の上納税していただく
か、又は別紙納入通知書により所定の金融機関等で納税してください。

なお、期日までに納税がない場合は、やむを得ず差押え等の滞納処分を行うこととなりますので御承知願います。

また、地方税法第48条第3項ただし書の規定により、支庁(事務所)と市町村とが協議し、上記期間を延長して県
の徴税吏員が滞納処分を続行する場合がありますので念のため申し添えます。

年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞納処分費	備 考
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
計								

第87号様式附表を削る。

附 則

この規則は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

